

平成30年8月30日

所属長 様

医学部・附属病院運営本部庶務課長

(人事担当：下村 内線：2721～2)

台風の影響による勤怠及び交通費の取り扱いについて（通知）

標題について、平成30年8月23日からの台風の影響による交通の遮断に伴い、平成30年8月23日および24日の台風の影響による勤怠の取り扱いについて下記のとおり通知をさせていただきます。

なお、就労管理システム対象者は、下記の申請および承認作業について、9月4日（火）の月次提出期限までに終えていただくようご協力をお願いいたします。

記

1. 8月23日の勤怠の取り扱いについて

(1) 出勤後、退勤時の「台風の影響による交通の遮断」が見込まれ、早退した者

早退した時間には関係なく、「勤務しないことの承認（職務免除）（有給）」を付与します。通勤経路等を考慮し、適切な範囲内で承認いただくようお願いいたします。

(2) 出勤後、「台風の影響による交通の遮断」以外の台風に起因する事由により、早退した者

(例：(出勤後に) こどもの預け先である保育園が休園となった など)

職務免除（無給）を付与します。ただし、当然のことながら、年次有給休暇を取得されることを妨げるものではありません。

(3) 「台風の影響による交通の遮断」以外の台風に起因する事由により、出勤しなかった者

(例：(出勤前に) こどもの預け先である保育園が休園となった など)

職務免除（無給）を付与します。ただし、当然のことながら、年次有給休暇を取得されることを妨げるものではありません。

※(2)及び(3)については、同日も含めて3日以内の間は、上記のとおり取り扱うことはできるものとします。

(4) 教職員の現住居が滅失又は損壊した者

別紙のとおり、取り扱います。

2. 8月24日の勤怠の取り扱いについて

(1) 終日出勤できない場合

特別休暇(一日)を付与します。

(2) 一時的に出勤できない場合

出勤にかかる時間までを特別休暇(時間)を付与します。

(3) 「台風の影響による交通の遮断」以外の台風に起因する事由により、出勤しなかった者

(例：(出勤前に) こどもの預け先である保育園が休園となった など)

職務免除(無給)を付与します。ただし、当然のことながら、年次有給休暇を取得されることを妨げるものではありません。

※(3)については、同日も含めて3日以内の間は、上記のとおり取り扱うことはできるものとします。

(4) 教職員の現住居が滅失又は損壊した者

別紙のとおり、取り扱います。

3. 交通費について **※8/23、24 両日対象**

台風により、通勤経路において交通の遮断がされ、庶務課に申請されているルートとは異なるルートで実際に通勤された方について、公共交通機関の利用による交通費については、支給対象とします(ただし、振替輸送を利用された区間は除く)。なお、庶務課に申請されているルートとは異なるルートで経路途中まで通勤された後、途中で帰宅された方は対象外となります。

4. 交通費請求について

(1) 提出書類

- ・近距離旅費明細書兼請求書様式

※医学研究科 HP から

学内手続き>教職員の方へ>人事担当からのお知らせ>Ⅱ国内旅行関係書類

電子カルテから

ライブラリ>庶務課>庶務課各種提出書類>人事・勤怠関係申請書>休暇等様式一覧
>03_それ以外

上記より様式をダウンロードできます。

※備考欄に「台風のため」という旨を記載してください。

- ・【旅費の申請が初回の方のみ】振込先口座申請書

※OCU PORTAL>事務・法人>財務課>財務担当>4.誓約書・振込先口座申請書>

(教職員用) 振込先口座申請書

から様式をダウンロードできます。

(2) 提出先

病院 5階事務室 庶務課人事担当 射手矢・金坂

(3) 提出期日

9月14日(金)まで

5. 問い合わせ先

- ・休暇、職免申請方法について：人事担当 射手矢・田方（内線：2716）
- ・交通費申請について：人事担当 射手矢・金坂（内線：2721～2）
- ・本件の取り扱いについて：人事担当 下村（内線：2721～2）

以上

教職員の現住居が滅失又は損壊した者の取り扱いについて

被災の程度により下表に記載の日数の範囲内で特別休暇（有給）を付与します。

休暇の付与は連続して与えることとし、休日を通算します。

当該休暇の請求に際しては市長村長その他の公的機関の証明書（り災証明書の写しなど）等の被災の事実確認ができる書類の提出が必要です。

※り災証明書の発行には一定の期間を要することが予想されます。休暇申請時点での提出が困難な場合には、後日証明書を提出させるなど適切な対応をお願いします。

○現住居が滅失又は損壊により居住できなくなった場合

被災の程度	日数
全壊の場合	7日以内
半壊の場合	5日以内
一部損壊の場合	3日以内

○現住居の一部が損壊したが、居住できる状況にある場合

被災の程度	日数
半壊の場合	3日以内
一部損壊の場合	1日以内